



補助・助成

奨学金返還支援補助金

市内在住の方で奨学金等の貸与を受けて大学等を修了し、就労中の方に奨学金の返還を支援します。  
詳しくは、香美市ホームページをご確認ください。



▲ホームページはこちら

- 【対象】
- ① ⑧のすべてを満たす方 ※公務員は除く
  - ② ① 大学等在学中に奨学金等の貸与を受けていること
  - ③ ② 現に就労していること
  - ④ 令和8年4月2日時点で40歳未満であること

- ④ 前年度に奨学金等の返還を行っていないこと
- ⑤ 令和7年4月1日以前から、本市に住所を置き、現在も居住しており、今後5年以上、居住する意思があること
- ⑥ 本補助金以外の支援制度を受けていないこと
- ⑦ 市税等の滞納がないこと
- ⑧ 香美市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる者に該当しないこと

【補助金額】

1年度あたり上限12万円 ※通算して5年まで申請可

【申請方法】

申請書に次のものを添付し、窓口へ提出してください。  
・奨学金等の借入れの事実を確認できる書類  
・前年度返還した奨学金等の金額と、返還した事実を確認できる書類  
・就労証明書

【申請期間】

4月27日(月)～令和9年2月26日(金) ※期間中でも、予算が上限に達した場合など、受付を締め切る場合があります。

【問い合わせ・申請先】

地域創生課 ☎53・1061

介護用品の購入助成

介護用品の購入助成制度があります。支給対象の認定を受けるためには、申請が必要です。また、申請後に支給対象者と認定されたからの助成開始となりますので、お早めに申請、またはお問い合わせください。

【対象】

市の介護保険要介護4または5の認定者を、在宅で常時介護されている市内在住のご家族の方  
※要介護者・家族ともに、市民税非課税世帯の方に限ります。

【対象用品】

- 次の用品など
- ・紙おむつ
- ・使い捨て手袋
- ・介護用おしり拭き
- ・尿取りパッド

【助成額】

対象用品の購入に対し、月額5000円を上限に支給します。

【問い合わせ・申請先】

- ◎ 地域包括支援センター ☎53・3127
- ◎ 香北・物部支所 包括支援センター ☎52・9285

蜂の巣駆除補助金

蜂の巣駆除を業者に依頼する際の費用を補助します。

【対象】

市内にある一般住宅、集合住宅、集会所等の建物の所有者等（法人除く）で、市税の滞納がない方

【補助条件】

- ・香美市入札参加資格審査を受けている業者に依頼すること
- ・市内にあり、現に蜂が活動している巣

【補助率】※上限1万円

【申請方法】※先着順

駆除の実施日から90日以内に、交付申請書と次のものを窓口へ提出してください。  
① 駆除費用の領収書写し  
② 駆除前・後の状況写真  
③ 認め印  
④ 補助金振込先の口座情報 ※申請者の名義が分かるもの

【その他】

同一年度の申請は、申請者1人につき1回限りです。

【問い合わせ・申請先】

- 環境課 ☎53・1063
- 香北支所 ☎59・2315
- 物部支所 ☎58・3111

生ごみ処理容器購入補助

家庭に設置した生ごみ処理容器の購入費用を、予算の範囲内で補助します。

【対象】市内在住の方

※過去5年以内に、当該補助を受けていないこと。

補助内容(1世帯あたり)

| 補助対象機種  | 補助率 | 補助額上限   | 補助基数(累計)※ |
|---------|-----|---------|-----------|
| EMサポート  | 1/2 | 1,000円  | 2基        |
| コンポスター  | 1/2 | 2,000円  | 1基        |
| 電気式処理容器 | 1/2 | 30,000円 | 1基        |

【申請方法】

交付申請書と次のものを窓口へ提出してください。

- ① 購入費用の領収書写し
- ② 保証書(電気式処理容器の場合)
- ③ 認め印
- ④ 補助金振込先の口座情報 ※申請者の名義が分かるもの

【問い合わせ・申請先】

- 環境課 ☎53・1063
- 香北支所 ☎59・2315
- 物部支所 ☎58・3111

国保(40歳～74歳)と後期高齢者医療被保険者の方へ 人間ドックの検査費用を助成します

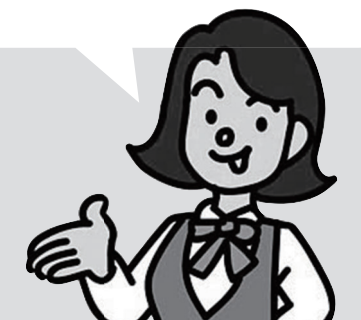
特定健診と人間ドックを同時受診できる医療機関(※)の場合

人間ドック受診時に特定健診(健康診査)の受診券を医療機関へ提出すると、助成額分(約6,000円)を差し引いてもらえます(市への申込不要)。5月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第、お早めにご連絡ください。

※ JA高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など ただし、高知赤十字病院は対象となりません。

対象となる方には 受診券を送付します

国保に加入している40歳～74歳の方と、市の後期高齢者医療被保険者の方を対象に、特定健診(健康診査)の受診券を5月下旬に送付予定です。有効期限は翌年3月31日までです(今年度75歳になる方は誕生日の前日まで)。



■問い合わせ・申込先  
市民保険課 保険係  
☎53-3115

国保加入者(40歳～74歳)が「いずみの病院」で受診する場合 ※後期高齢者の方には助成はありません

人間ドック受診日の1週間前までに、「特定健診の受診券」を持参し、市民保険課で手続きをしてください。5月までに受診する方は、受診券がなくても申込ができます。

【助成額】 約6,000円

【助成の要件】 次のすべてに該当する必要があります。

- ① 人間ドック受診日に、市の国保加入者(40歳から74歳まで)の方
- ② 国保税の滞納がない方
- ③ 今年度、当該受診券により特定健診を受診していない方

※ 受診した人間ドック検査結果の提出と、特定保健指導の対象となった場合に指導を受けることへの同意が必要です。

土地家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

■問い合わせ先 税務課 固定資産税係 ☎53-3116

|      |  |
|------|--|
| 縦覧期間 | 4月1日(水)～6月1日(月) ※土・日・祝日を除く<br>8時30分～17時15分 ※12時～13時を除く                             |
| 縦覧場所 | 税務課(本庁) / 香北支所 市民生活係 / 物部支所 市民生活係  |
| 縦覧範囲 | 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で、近隣の土地や家屋の評価額  |
| 縦覧の方 | ・土地価格等縦覧帳簿 = 市内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む)<br>・家屋価格等縦覧帳簿 = 市内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む) |
| 必要な物 | 運転免許証など、本人確認ができるものをご用意ください。<br>※ 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。                            |

※ 課税説明は、税務課(本庁)でのみ行います。